

安来市ふるさと納税返礼品登録要項

安来市政策企画課

安来市にふるさと納税をしていただいた寄附者へ感謝の気持ちを込めて地元産品やサービスなどをお礼の品（返礼品）として提供することで、市の情報発信や特産品のPR・販路拡大、地場産業の活性化を図るため、市の魅力発信につながる返礼品の登録について、必要な事項を次のとおり定める。

1. 返礼品提供のメリット

- (1) 自社商品の販路を拡大することができる。
 - ① 全国の人に商品を知ってもらうことができる。
 - ② 返礼品の発送時には、自社や商品を紹介する独自パンフレットなどを同封することができるため、販路拡大につながる。
- (2) 商品の代金と送料は、原則として市が負担する。
- (3) 市が主体となって、返礼品と提供事業者のPRを行う。
 - ① ふるさと納税のパンフレットやチラシを作成し、全国へ配布する。
 - ② 市のホームページ及び各種寄附ポータルサイトへ返礼品を掲載する。
 - ③ 手数料、広告料等は、原則として市が負担する。

2. 返礼品提供事業者（以下「提供事業者」という）の要件

次の要件を全て満たしていること。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 返礼品の要件を満たす商品を扱う法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 生産、製造、販売に関する法令等を遵守し、酒類等許認可を要するものにあつては申込みの時点で許認可を得ていること、かつそれに関する書類等の整備・保存を行っており、求めに応じて提示することができること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 国税又は地方税の滞納がある者
 - ② 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

- ⑥ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 次の各号に対応できる者であること。
- ① 個人情報の取扱いを厳重に行い、返礼品に対する問合せ等に的確に対応できること。
 - ② 管理システムにて発注管理を行うため、管理システムへのログイン（パソコンでのログイン推奨）及び発送を含めた管理ができること。
 - ③ 発送依頼に従って責任を持って発送を行い、誠意を持って返礼品をお届けすること。

3. 返礼品の要件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 平成31年総務省告示179号及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A」で規定する返礼品に適合している、次の各号のいずれかに該当するもの。
- ① 市内で生産・収穫された農林水産物
 - ② 市内で生産された原材料が主要な部分を占める飲食料品・製品
 - ③ 市内で主要な部分が加工・製造された飲食料品・製品
 - ④ ①～③の複数を組み合わせたもの
 - ⑤ 市の魅力を伝えるオリジナル製品
 - ⑥ 市内において提供される、市と関連性の有るサービス
 - ⑦ 島根県内の共通返礼品として認定されているもの
- (2) 品質及び数量の面で、安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものは、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- (3) 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守し、酒類・生鮮食品等提供にあたり許認可を要するものにあつては、事業者の責任において、その許認可を得ていること。
- (4) 飲食料品の場合は、寄附者に返礼品到着後適切な賞味期限が保証されるもの。
- (5) 牛肉については、個体識別番号の表示について適切に対応すること。

4. 返礼品代金及び寄附額

返礼品代金は、返礼品提供価格に消費税等を加算した額、送料については、関東へ発送する場合の額で申し出ること。また、返礼品提供価格については、返礼品の市場価格を考慮した上で適正な価格を設定すること。

寄附額に関しては市が決定することとし、異議は受け付けない。

5. 返礼品の発送

- (1) 返礼品は、市が提供事業者へ発送を依頼し、提供事業者が発送を行う。
- (2) 発送依頼は、管理システムを介して行う。寄附者からの要望や到着日等の指定、配送備考等に記載がある場合は、その記載に従って発送する。

- (3) 生鮮食品の配送などで確実に受け取る必要がある場合等、事前連絡が必要とされる場合は、原則提供事業者において対応する。
- (4) 返礼品の送り主欄には、「安来市役所 政策企画課」と記載すること。寄附者と配送先が異なる場合は、「(寄附者名)様より送付先指定」を列記すること。
- (5) SCM サービスを利用せずに発送を行う場合は、発送後、伝票番号等を管理システムに登録するか、市へ連絡すること。
- (6) 返礼品の発送状況の確認を行うため、発送伝票等の必要書類は3か月以上は整理保存しておくこと。なお、法律等で規定がある場合は、その期間保存しておくこと。
- (7) 住所不明、長期不在等で受け取られない、配送中の破損等の連絡が配送業者よりあった場合は、市が対応するため、速やかに市へ連絡すること。

6. 寄附者からの意見・苦情等問い合わせ対応

原則、次のとおり責任を持って対応するが、寄附者が直接事業者へ連絡した場合など、状況に応じて双方が責任を持って対応すること。

(1) 安来市が対応

- ① 発送依頼前の寄附者問合せ
- ② 発送後の不達に関する配送業者及び寄附者への連絡
- ③ 配送完了後の寄附者問合せ

(2) 提供事業者が対応

- ① 市からの返礼品内容・配送準備状況等問合せ
- ② 発送依頼後、発送までの寄附者への事前連絡等

※各段階の責任の所在と対応者

	寄附受付		発送依頼	発送	引渡し
責任所在	安来市	安来市	提供事業者	配送業者	安来市
対応者	安来市	安来市	提供事業者	安来市	安来市

7. 費用負担について

- (1) 返礼品代金及び送料は、市が負担する。ただし、品質の問題や配送ミス等により返礼品の回収及び再配達を行なった場合に係る費用は、提供事業者の負担とする。なお、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りでない。
- (2) 返礼品代金等の支払いについては、次のとおりとする。
 - ① 返礼品代金の支払いは、返礼品が寄附者又は寄附者が指定した配送先（以下「配送先」という。）へ引渡し完了した後とする。
 - ② 1回の寄附で2回以上発送する返礼品（定期便等）については、各回ごとに請求すること。事前及び事後のまとめ払いは、原則として行わない。
 - ③ 提供事業者は、配送先への引渡しを確認した後、返礼品代金及び送料（立替

分)を概ね1か月分をまとめて市へ請求する。市は請求日から30日以内に指定の口座に支払うものとする。

(3) 請求書は、原則管理システムから発行される請求書を用いること。独自の請求書を用いる場合は、次の内容を記載すること。

- ① 宛名：「安来市長 田中武夫」
- ② 請求者：住所・事業者名・代表者（肩書・氏名）・代表者印（署名でも可）
- ③ 請求日：作成した日を記載
- ④ 返礼品名及び個数
- ⑤ 該当返礼品が特定できる情報（配送先氏名や配送管理 ID など）

8. 返礼品の登録申込方法

(1) 返礼品要件に該当するか、必ず市に事前相談を行うこと。

(2) 登録にあたっては、次の書類を提出すること。なお、複数の返礼品を登録する場合は、返礼品ごとに書類を作成し提出（原則データ提出）すること。

- ① 安来市ふるさと納税 返礼品登録申込書
- ② 返礼品の画像データ
 - ・必ず登録する返礼品を用いて撮影すること。
 - ・1枚につき2MB程度までの高画質のデータを、複数枚準備すること。
 - ・撮影が困難な場合は、市で撮影を行うので、返礼品を無償で提供すること。
 - ・肖像権や著作権等の使用承諾がされているものを提供すること。
- ③ 誓約書
- ④ 許認可証等要件の確認に必要な書類（要件確認のため実地調査を行うことがある。）

(3) 書類の提出先及び提出方法

- ① 持参の場合：安来市政策企画課（安来市役所安来庁舎2階）9:00～17:00
- ② メールの場合：アドレス kifu@city.yasugi.shimane.jp

(4) 登録は随時受付を行う。

9. 返礼品の登録決定

各種ふるさと納税ポータルサイトへ掲載するとともに、提供事業者にポータルサイトへの掲載開始を報告することで、登録決定とみなす。

10. 画像等提供データの取扱いについて

(1) 返礼品に係る各種データは、各種ポータルサイト、市作成のパンフレット等に掲載するほか、「安来市ふるさと寄附金制度」の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ提供することがある。

(2) 各種ポータルサイト等への掲載にあたっては、提出された各種データを市が加工等の改変を行うこと及び第三者に対し改変を再許諾することがある。

- (3) 市が各種ポータルサイトへの登録作業等を委託する事業者に、提供事業者から各種データを直接提出された場合であっても本要項によるデータの提出とみなす。

11. 返礼品の登録申込に係る注意点

- (1) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される特例的な寄附制度である。ついては、返礼品登録申込にあつては、ふるさと納税の趣旨を踏まえ、次に掲げるふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は控えること。
- ① 換金性の高い商品券、プリペイドカード等
 - ② 返礼品の内容説明に、商品価格、寄附に対する対価であるとの誤解を招く表現等を盛り込むこと
 - ③ 総務省ふるさと納税地場産品基準に反するもの
- (2) 著作権・肖像権等の各種権利の侵害を行わないこと。
- (3) 食品については、食品表示法等の関係法令の遵守を徹底すること。
- (4) 提供事業者以外の者が発送等を行う場合には、関係事業者全てが当要項を理解し遵守する旨の誓約書を提出すること。
- (5) 市及び業務委託会社の調査・確認に応じる義務があること。
- (6) 地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存すること。
- (7) 本要項不履行時には違約金及び損害賠償が生じる事を承諾すること。
- (8) 市が行う説明会や学習会等には積極的に参加すること。また、市より紹介する学習会や情報提供なども積極的に取り組むこと。
- (9) 不明点や自社返礼品の改善等ある場合には積極的に問合せを行うこと。
- (10) 寄附ポータルサイトへの掲載スケジュールや掲載順などのサイトの運営に関しては市に一任すること。
- (11) 市及び提供事業者は、双方のPR活動に必要な場合は、可能な限り取材等に協力すること。役割分担については、原則として、市は事業全体のPR（パンフレット作成等）を行い、個別商品のPR（紹介記事の作成等）は提供事業者が行うものとし、展示サンプル等は無償提供すること。

12. 返礼品取扱の中止等について

次の場合は、ポータルサイト等への掲載を中止又は、返礼品の取扱いを中止する。

- (1) 提供事業者が市に掲載を中止又は、返礼品としての取扱いの中止を申し出たとき。
- (2) 提供事業者が2に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱、解釈の変更等により返礼品として相応しくないと判断したとき又は総務省からの疑義照会が行われたとき。
- (4) 返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止又は中止されたとき。

- (5) 他社が生産する物品、役務を取り扱う場合に、市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他社の同意が得られなくなったとき。
- (6) 申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (7) 申込内容に虚偽があったとき又は意図的に事実を隠したとき。
- (8) 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品の品質、役務等の内容について寄附者からクレームが寄せられ提供事業者の責任が重いと市が判断したとき又は同様のクレームが度重なるとき。
- (10) 提供事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと市が判断したとき。
- (11) その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

13. 個人情報の取扱いについて

返礼品の発送のために、提供事業者へ配送先の住所や電話番号等の個人情報を提供する。個人情報の取扱いについては、「市個人情報保護条例（平成16年条例第9号）」を遵守し、提供情報は返礼品の発送のためだけに利用することとし、提供事業者が作成したダイレクトメールの送付など、返礼品の発送以外に利用することはできない。

ただし、返礼品の発送に際して同梱したパンフレット等により、改めて寄附者から提供事業者への直接申込み等で入手した個人情報は、提供事業者が独自に取得した個人情報となるため、提供事業者において適切に管理すること。

14. その他

(1) 要項の変更について

本要項が変更になった場合には、変更内容に同意及び対応すると共に遵守すること。

(2) 市との協議について

本要項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、政策企画課との協議により解決するものとする。

(3) その他

本要項は、令和6年4月1日以降、新規及び登録済みの返礼品全てに適用する。

15. 相談、お問い合わせ先

【安来市】

政策推進部 政策企画課（ふるさと納税担当）

〒692-8686 島根県市安来町 878-2

電話：0854-23-3056 FAX：0854-23-3061

E-mail: kifu@city.yasugi.shimane.jp